

2015年10月に改正医療法による医療事故調査制度が施行され、今年は5年目の節目の年となる。そこで「医療情報の公開・開示を求める市民の会」は、これまで遺族から相談を受けてきた事例を元に、制度の運用が正しく機能していない大阪市内の病院の5事例を取り上げ、9月11日に改善の要望書を政府に提出した。

医療事故調査制度では、当該病院が行った医療に起因し、予期せぬ死亡となったケースを対象とし、事故の原因分析調査と支援センターに報告することが義務付けられているが、実際には事故の報告がなされていない実態が浮き彫りとなっている。

例えば、昨年11月に脳動静脈奇形（AVM）の手術における医療事故で長女の金坂真希さん（20歳）を亡くされた母親の康子さんは、昨年の当会シンポジウムで事故の経緯と病院側の対応を次のように話された。

「真希の手術を行った病院の主治医は、『治療を行ったことが影響していることは間違いなし』、『想定外の脳浮腫が起きた』、と事故後のカルテに記載しているにも関わらず、民事訴訟の係争中を理由に、医療事故調査、及び支援センターへの報告もしていなかった」と。

亡くなった真希さんの妹の英未さんは、主治医による虚偽の説明（CT画像の撮影時間を偽って説明された等）や、事実の隠蔽（主治医より9月27日夜間に瞳孔不同があり、緊急にCTを撮影していた事実を知らされなかった等）があったにもかかわらず、院内にて事故原因を調査せず、「患者の体質に原因があった」とする主治医の弁明や、病院幹部による医療訴訟対策（事故当時の病院関係者との面談を拒否等）を講じる姿勢に対し、「患者の人命より病院側の都合を優先させ、患者不在の医療を感じます」と悔しさを滲ませていた。

以上

篠原 聖二